

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。以下「石綿救済法」という。）による特別遺族給付金を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡父（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までA所在の会社B（以下「会社」という。）において、ボイラー製造、溶接、鋳造、ボイラー設備配管等の業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、Cに受診し「細菌性心外膜炎、発作性心房細動」と診断されて入院加療し、その後、同病院に入退院を繰り返しながら療養を続けたが、同年〇月〇日、同病院において死亡した。

死亡診断書によると、直接死因として「急性呼吸不全」、その原因として「喀血」、その原因として「緑膿菌性肺炎」、直接死因には関係しないが傷病経過に影響を及ぼした傷病として「アスベスト肺」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に特別遺族給付金を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡原因となった疾病は石綿救済法の対象疾病には該当しないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもので

ある。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡の原因が石綿救済法に規定する疾病によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、被災者が石綿ばく露業務に従事したことにより「石綿肺」を発症し、死亡に至ったものである旨主張している。

(2) ところで、石綿にさらされる業務による疾病の業務上外の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「石綿による疾病の認定基準について」(平成24年3月29日付け基発0329第2号。以下「認定基準」という。)を作成しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、認定基準に基づき、以下検討する。

(3) 被災者の石綿ばく露状況については、請求人の申述及び被災者の同僚の申述のほか、被災者の被保険者記録照会回答票からすると、被災者は会社において昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの約14年間石綿ばく露作業に従事していたものと判断する。

(4) 被災者の死亡原因等についてみると、以下のとおりである。

ア C病院D医師作成の平成〇年〇月〇日付け死亡診断書によると、直接死因「急性呼吸不全」、その原因「喀血」、その原因「緑膿菌性肺炎」、直接死因には関係しないが傷病経過に影響を及ぼした傷病「アスベスト肺」とされている。E医師及びF医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書及び平成〇年〇月〇日付け意見書において、「アスベストにより肺の線維化、気管支拡張等の変化

が生じたために、易感染性の状態となり、緑膿菌性肺炎を発症したと考えられる。」と述べるとともに、「CT画像では、両側胸膜の肥厚と石灰化があり、胸膜プラークとして典型的である。両側肺底部には胸膜から連続する線状又は帯状病変があり、アスベスト肺として矛盾しない。病理解剖所見もアスベスト肺に合致する。」旨の意見を述べて、被災者の疾病をアスベスト肺と診断している。

イ 一方、G医師は、平成〇年〇月〇日付け回答書において、石綿肺の所見は認められない旨述べ、労働局石綿関連疾病協議会座長H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「CTでは胸膜プラークはあるが石綿肺はない。解剖所見では肺の線維化はある。じん肺法に照らし、石綿肺がある画像所見は認めない。」旨述べて、石綿肺はないと意見している。

ウ 上記ア及びイの各医証によると、被災者に係る石綿肺の発症の有無については、その意見が分かれており、同人が石綿肺にり患していたか否かについて確定することができない。

しかしながら、被災者の石綿肺のり患を肯定するE医師及びF医師も、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「被災者はじん肺管理区分には該当しないと考える。」との意見を述べるとともに、「気管支拡張症を併発していたと考えられる。しかし、続発性気管支拡張症であるかどうかは不明である。」との意見を述べていることからすると、決定書理由の説示のとおり、被災者の疾病は、石綿救済法が対象とする疾病には該当しないものと判断する。

エ 以上からすると、被災者には石綿ばく露作業に従事した職歴が認められるところではあるが、緑膿菌性肺炎の原因となったと請求人らが主張するアスベスト肺は、上記ウで判断したとおり、石綿救済法が対象とする疾病には該当しないことから、被災者は同法が対象とする疾病が原因で死亡したものは認められない。

(5) 請求人らのその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおり、被災者の死亡原因は石綿救済法が対象とする疾病とは認められないから、監督署長が請求人に対してした特別遺族給付金を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。